

令和4年度 社会福祉法人権の木会
児童養護施設 聖智学園事業計画書

1. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、こどもたちの最善の利益を実現し、また、こどもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

2. 施設の養育目標

- ① 種々の願望や欲求を保持し育成していく人間
- ② 労働・生産を尊ぶ人間
- ③ 社会的連帯心を有する人間
- ④ 豊かな愛情を持った人間
- ⑤ 自己の尊さを知り、それを守っていく人間

3. 事業概要

(1) 施設運営方針

社会的養護の流れとして、平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。さらに、この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。

このビジョンを受けて、厚生労働省は「家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもについては、できる限り良好な家庭的環境において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行う。

そして、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の高機能化及び多機能化、小規模化かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが重要である。」という方向性を示しました。

それによって、兵庫県家庭的養護推進計画も令和1年度に見直しがされ、令和11年度里親委託率47.8%を目標として掲げています。そして、児童養護施設も小規模化、地域分散化するとともに、ケアニーズの高い子どもたちを受け入れるための高機能化や、頻繁に依頼のある一時保護委託に対応するため、一時保護専用施設を設けるなどの多機能化が求められています。

本園ではこの様な方向性を鑑み、令和2年度竣工の小規模グループケア棟において、個別の養育を行い、一時保護委託についても本園とは切り離れた環境で子どもの一時

保護を行っています。

さらに、小学生居室もユニット化を行い、ユニットごとの養育を行うことでwithコロナに対応しています。また、コロナ陽性者が出た場合も本園とは分離して、ユニット棟で養育を行う体制を整えています。

ただ、コロナ禍により、卒園生が施設に出入りすることを制限しているため、ケアリーバーの支援をオンラインで行うなど新たな取組みを行います。また、新たに自立支援専門員を配置し、アフターケアを積極的に取り組むとともに、在宅の要保護児童の家庭訪問などを行うファミリーソーシャルワーカーを配置して在宅支援を行っていきます。

(2) 施設運営

① 児童養護施設の運営

- ・定員42名

聖智学園（定員30名）

地域小規模児童養護施設「グループホームまほろば」（定員6名）

地域小規模児童養護施設「グループホームあすなろ」（定員6名）

- ・職員 合計35名（うち、まほろば3名、あすなろ3名）

② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

- ・淡路市、洲本市、南あわじ市、明石市、加古川市、稲美町（新規）

③ 施設実習（保育士養成校 令和4年度予定）

- i. 兵庫大学障害福祉部こども福祉学科 6月 1名
- ii. 元町こども専門学校保育科 7月～8月 1名
- 子ども総合学科 8月～9月 2名

④ 在籍児童の内訳（令和4年4月1日予定）

【聖智学園】定員30名

区分	幼児	小学校							中学校				高校				計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	1	0	3	2	3	2	2	12	0	2	1	3	0	0	0	0	16
女	5	0	1	0	2	0	2	5	0	0	3	3	0	1	0	1	14
計	6	0	4	2	5	2	4	17	0	2	4	6	0	1	0	1	30

【あすなろ】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	0	0	0	1	0	1	1

【まほろば】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	0	0	1	0	1	2	2

4. 重点目標

施設養育の高機能化の方向性として、家庭での養育が困難な子どもや年長で家庭的な生活に拒否的な子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託に向けた専門的な支援や自立支援を含め、専門性の高い施設養育を行っていきます。そのためには職員の専門性の向上や小規模化や地域分散化を推進する必要があります。

また、多機能化や機能転換の方向性として、施設の専門性を高めたいうで、地域における家庭養育の支援を行います。具体的には一時保護委託の受け入れ体制の整備や里親支援の強化、地元市町村と連携し要保護児童等の在宅支援を強化します。

以上をふまえて、令和4年度の重点目標を以下のとおりとします。

(1) こどもの権利擁護の推進

こどもの人権を尊重した養育、支援について基本姿勢を明示し、施設職員が共通の理解を持つため職員朝礼において周知徹底します。そのうえで、職員一人一人の倫理観、職務の責任に対して理解と自覚を促します。

子どもや保護者の意向を把握するため、苦情ポストを設置し施設長にその意向が直接届くようにしていますが、子どもたちにも再度周知し一層活用できるようにします。また、子どもや保護者等に対して、養育、支援の内容を正しく伝えるため、学園たよりの発行を行います。

苦情があった際に適切な対応を行い、苦情解決の方法（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）についても子どもや保護者等に周知します。

入所してくる子どもたちに、施設での暮らしについて説明をするとともに、権利ノートなどを用いて「施設の生活は安全で安心であること」を伝えていきます。

(2) 家庭的養育の推進

令和2年度にユニット棟の建設や既設の改修工事が完了し、小規模グループケアの数が2箇所から4箇所に増えました。これに伴い、こどもたちの生活はユニット単位になりより小規模単位で家庭に近い環境で養育しています。

(3) 専門的養育の推進

家庭で虐待などの不適切な養育を経験し、トラウマやアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えた子どもたちに対して、安全安心な生活環境の提供はもちろんのこと、「治療的養育」という視点のもと支援を行います。

そのためには、医療的ケアや心理的アプローチなど専門的な関わりを行うとともに、処遇職員の処遇スキル向上を目指します。

(4) 家庭連携の推進

家族再統合を目指して、家庭問題の解決や緩和を促すために、家庭支援専門相談員（2名配置）を中心に親の支援を積極的に行います。

また、地域の要保護の子どもたちに対して、淡路市との連携のもと、家庭訪問など在宅支援を行います。

(5) 継続的支援の推進

退所した子どもたちの支援を行うために、自立支援担当職員（副施設長）を配置します。家庭訪問や相談などを行い職場への定着や家庭での生活の安定を図ります。

(6) 地域分散化の推進

2カ所ある地域小規模児童養護施設について、地域分散化加算により職員を各々1名増員します。また、「まほろば」は定員6名に対して2名、「あすなろ」は定員6名に対して1名と入所率が低いため積極的に入所を受けます。「あすなろ」については、高校生男子の受入を行っていますが、今後は中学生男子の受入も行っていきます。そのためにも、中学校に通いやすい物件に移転することも検討していきます。

(7) 大規模修繕工事の実施

中長期計画では、令和6年度に外壁塗装工事を予定していたが、予想以上に塗装が劣化しており、今年度、工事を実施します。太陽光発電補修工事、浴室補修工事については、劣化の状況を把握しながら後年度の実施とします。

(8) 性教育の実施

令和4年度についても、こどもたちの性別、年齢だけではなく、発達特性を勘案し

た性教育を行います。施設では思春期の男女が共に生活しており、「性の問題は常に起こり得る」という認識を職員間で共有し、こどもたちの処遇を行っていきます。

(9) 第三者評価の受審

昨年度の第三者評価の結果を踏まえた改善を、職員間で共有し子どもたちの支援に役立てます。

今年度についても、全職員が第三者評価時の自己評価を行い、その結果を集計し職員の認識を共有しながら、改善すべき点を明確にします。

(10) 食育の推進

こどもの養育にとって、食は重要な部分を占める。聖智学園では、従来から淡路島の豊かな食材を用いて、子どもたちにおいしいご飯を提供してきました。1ヶ月に1回献立会議を行い、子どもたちにも嗜好のアンケートをとりながら、食事の時間が子どもたちにとっても楽しみになるように努めます。

食事についてはコロナ対策として、ユニットごとで部屋を分け、食事をとっています。子どもたちにとって、楽しい食事の時間が、黙食を強いらなければならない現状にあります。早く、昔のようにお互いの顔を見ながら、子どもたちにとって、楽しいひと時になるように対策を講じます。

(11) 施設のリスクマネジメント

施設ではさまざまなリスクが内在します。子どもたちが安心して暮らすためには、事前にリスクを回避する必要があります。リスクの大きさにかかわらず小さい事例についても、ヒヤリハットとして職員間で共有しリスク低減につなげます。

今回の新型コロナウイルスなど、事業の継続に支障となるリスクがあるため、早期にBCP（Business Continuity Plan）、いわゆる事業継続計画を立案します。

(12) 職員のメンタルヘルスケア

私たち施設職員は、不適切な対応により陥るリスクを想定しながら子どもたちを養育しています。それでもなお、不適切な対応に陥ってしまうのは、こどもは新しい養育者である職員に対し、挑発的な言動や執拗な要求やお試し行動など、さまざまな行動をするためです。また、保護者への対応にも苦慮する場面があり、職員自身が日々ストレス過多となり、やがてはバーンアウトする可能性もあります。

このような事態を避けるために、施設長、施設長代理、副施設長から自己評価提出時に面接を行い、職員が抱えている問題について解決します。また、主任から各職員の様子を報告させ、早めの対応を行います。

(13) 人材確保に向けた取組み

福祉人材を確保することが非常に困難な状況の中、少しでも施設の仕事について認識を深めてもらうように、保育養成校も1年生に対してインターシップを行います。また、保育士実習の内容を充実し、保育養成校とも連携をとりながら人材確保に努めます。

また、教員の福祉実習も積極的に受託し、教員資格を持つ学生たちにも児童養護の仕事について認知してもらいます。

5. 養育支援計画

(1) 基本目標

- ① こどもの成育歴等を把握し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めて養育支援します。
- ② こどもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援します。
- ③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こどもが自ら判断し行動できるよう養育支援します。
- ④ こどもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援します。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援します。
- ⑥ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援します。

(2) 年間目標

項目ごとに支援方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組みます。

生活・・・日課と生活規範を徹底し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育てていきます。

学習・・・各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、こどもの要望を聞きながら通塾も検討します。

環境・・・家庭的な養育環境のもと、整理整頓をこまめに行い常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図ります。

健康・・・自分の健康に関心を持ち屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていきます。

食事・・・食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事

をとれるようにします。

文化・・・園内クラブへの参加など豊かな心情と向上心を育てます。

運動・・・地域のサッカークラブなど、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成します。

防災・・・避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていきます。

進路・・・中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していきます。

地域・・・地元町内会や子ども会等との交流を深めるとともに、積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助します。

(3) 個別養護計画

子どもたちに安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育し、子どもたちの心身の健やかな成長とその自立を支援する。

年齢区分	生活指導	学習指導	家庭環境調整及び職業指導
幼児	日常生活の基礎を学び、習慣づける。トイレトレーニングを行い、排泄の自立を促す。食事のマナーの基礎を学ぶ。	4歳までは施設内で、絵本や音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。5・6歳は幼稚園に通園し、集団行動・社会性を学ぶ。 発育に遅れのある子どもは、児童発達支援による療育を行う。	各々の家庭の状況を把握し、家庭支援専門相談員を中心に親の生活基盤の安定をめざし、子どもたちが早期に家庭復帰できることを目指す。 また、親子関係が途切れることのないように、親との連絡を密にとりながら、子どもへの関心が薄れることのないように、子ども家庭センターと連携をとりながら支援していく。
小学生 低学年	身のまわりの整理整頓の基礎を学び、食事、あいさつ、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）により学習習慣と基礎学習を身につける。	中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、将来、自分はどういう職業につきたいのかを考える。
小学校 高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。	高校生については、自分自身状況を把握し、アルバイトやインターンシップなどの就業体験をしながら将来の進路を考える。 一人暮らし体験を行える環境を整える。
中学生	身の回りの整理整頓の確立、基礎体力の向上を図る。相手の気持ちを思いやる心を育てる。自分の立場・役割を理解する。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理ができるようにする。地域小規模児童養護施設にてリービングケアを行い、自立に向けた訓練をする。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、目標を実現できるようにする。	

6. 児童行事

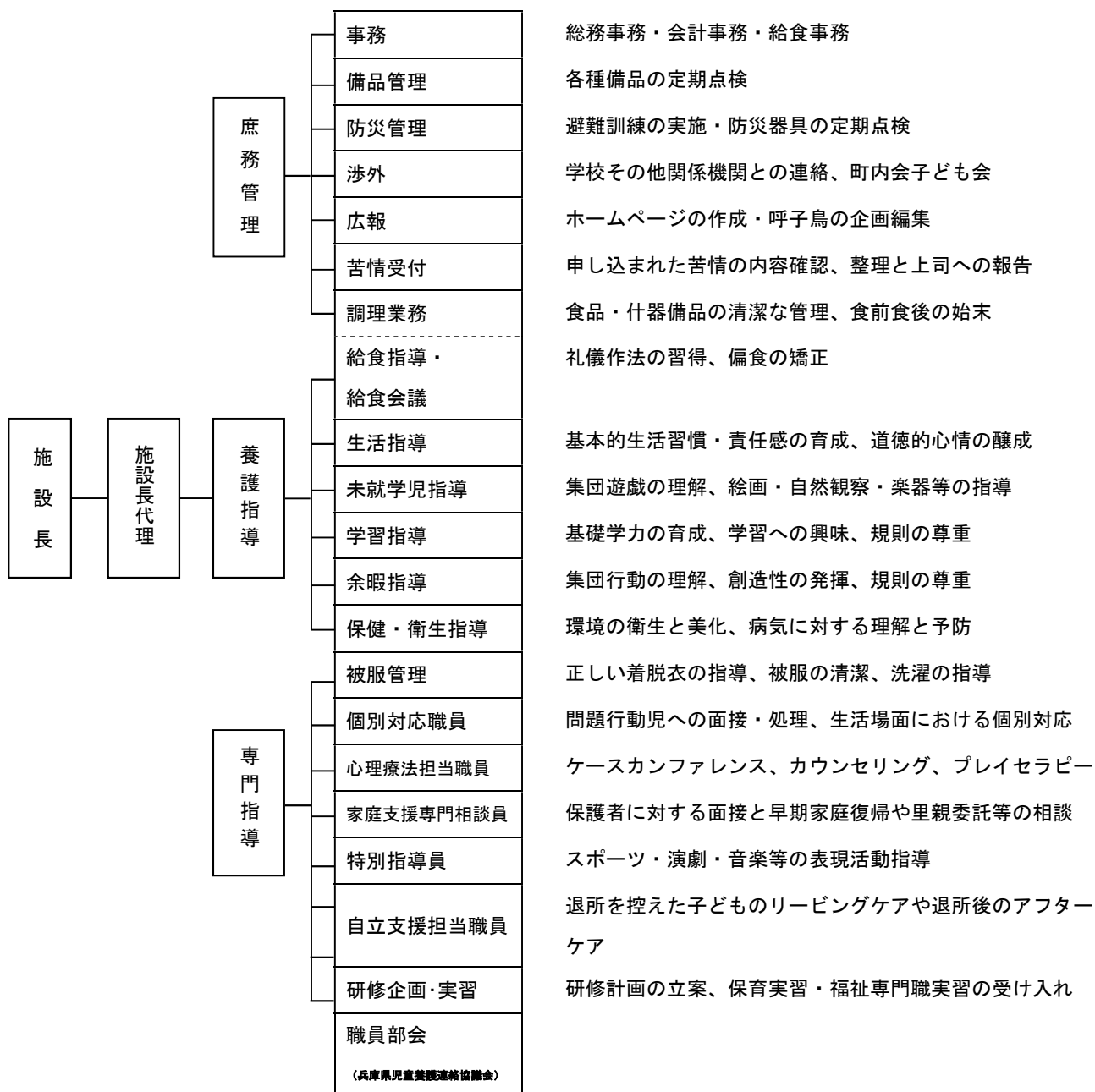
月	行 事
4 月	入学式
5 月	ゴールデンウィークレクリエーション
6 月	サッカー大会※コロナにより中止
7 月	キャンプ（1泊2日）
8 月	地域交流夏祭り（園庭）
9 月	サイクリング
10 月	バレーボール大会※コロナにより中止
11 月	みんなの文化祭※コロナにより中止
12 月	クリスマス会（学園）
1 月	正月
2 月	節分・ ドッジボール大会※コロナにより中止
3 月	卒業式・卒園式

7. 組織図

【聖智学園】

（割愛）

8. 業務分担



9. 処遇（勤務）体制

職種	区 勤 分 務	時間帯																								備考	
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24							
児童指導員 保育士 家庭支援専 門相談員	早	■																									
	遅											■															
	断続	■																									
	日勤									■																	
臨床心理士	断続	■																									
	早	■																									
	日勤	■																									
栄養士 調理員	早	■																									
	遅											■															
事務員	日勤									■																	
管理宿直		■																									

10. 研修計画

【目的】

- 1.児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付けます。
- 2.職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付けます。
- 3.職員としての資質向上を行います。

【当面の諸課題を解決するための研修】 通年実施

- ・ 子どもの権利擁護
担当
- ・ 性教育・性的問題への対応について
担当
- ・ 自立支援計画
担当
- ・ 育ちアルバム・ライフストーリーワーク
担当

【施設としての職員研修】

○ J T

- 1.社会福祉施設の運営
- 2.社会的養護の現状
- 3.先輩職員から伝えたいこと（3回）

①管理職

対象 全職員

②主任

対象 経験3年～5年の職員

③主任（新任）・副主任職員

対象 新任職員

4.障害の理解と援助のあり方

対象 経験3年～5年の職員

5.こどもの権利擁護

対象 全職員

6.リスクマネジメント

対象 副主任以上

Off-JT

1.全国児童養護施設長研修協議会

2.西日本児童養護施設職員研修協議会

3.近畿児童養護施設職員研修協議会

4.フレッシュマン研修（兵庫県児童養護連絡協議会）

5.中堅職員研修（兵庫県社会福祉協議会）

6.SBI研修

7.子どもの虹情報研修センター

8.調理員研修（兵庫県洲本健康福祉事務所）

9.子どもの権利擁護に関するもの

10.被虐待児のケアに関するもの

11.性的な問題に関するもの

12.発達障害に関するもの

13.学習指導に関するもの

14.心理療法に関するもの

15.相談援助に関するもの

【合同検討会】通年実施

1.家庭的養護を推進していく中での、小規模ユニットケア活用方法について

2.こどもの権利に関する学習

3.施設内虐待防止について

4.アフターケア、自立支援に向けた取組みについて

5.SNS等による子どもへの影響（インターネットの使用方法）

11. 人材確保と育成

(1) 人材確保

令和3年度の年度途中(12月、1月、3月)に各1名ずつ女性職員を増員しました。令和4年度では4月に男性職員を2名採用予定です。合計では令和3年度4月から5名の職員増員となります。

(2) 人材定着

人材確保が困難な状況の中、人材定着のためワークライフバランスを推進する目的で、年休取得率(令和2年度36%、令和3年度31%)をさらに向上させ、時間年休の取得を推進します。平成31年度から義務化された有給休暇5日取得については、令和3年度は全員達成しており、令和4年度も引き続き取得の推進をしていきます。

また、有給休暇について、就職後6か月経過したのち、10日付与としていましたが、採用後、即日で10日付与することにします。非常勤職員も労働日数により、有給休暇を付与します。そして、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の取得を推進し、働きやすい職場を目指します。

また、コミュニケーションのとりやすい職場環境や相談しやすい環境づくり、施設長、施設長代理(心理職)の面談を実施します。

(3) 人材育成計画

① 人事考課制度の導入

人事考課制度の運用プロセスを1年に1回行い、人材育成のPDCAサイクルを回します。

② メンター制度の導入

新入職員に対して先輩職員がさまざまなアドバイスをし、また相談に乗るメンター制度の導入で、きめ細かなフォローを行います。

③ スーパーバイズ体制の構築

新入職員や中堅職員の技術の向上、労働環境の向上、管理・運営、効果的な実践、施設内の人間関係機能の向上をめざしてスーパービジョンを行うスーパーバイズ体制を構築します。また、スーパーバイザーによる研修を行います。

12. 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4		火災報知設備操作盤説明(職員)	
5	消防用設備点検		地震避難訓練
6	害虫駆除		津波避難訓練
7		自転車交通教室	地震避難訓練(夜間)

8			地震火災発生避難訓練
9			総合防災訓練
10			火災通報避難訓練
11			社会福祉施設防災の日訓練
12	消防用設備点検	防災教育（児童・職員）広域消防	火災、避難・消火訓練
1			地震避難訓練（夜間）
2			緊急地震速報対応訓練
3		自転車交通教室	火災避難訓練
備考	電気保安管理 ：毎月 建築物定期調査 ：2年毎		

13. 防犯計画

施設の出入りはオートロックによる管理とする。防犯カメラにより、施設外部および施設内の共有スペース（廊下、階段等）に監視を行う。警察への非常通報装置の運用とともに、こども・職員の安全を守る観点から民間警備（セコム）の導入も行き、不審者や保護者の強引な要求に対応する。